# 2 市税・国民健康保険・国民年金

日本に 住む 外国人も、日本で 働いて、 論判を もらったとき、税益を 払わなければなりません。 それから、住民登録している 外国人は、国民健康保険などの 健康保険に かならず 入って、 保険料を 払わなければなりません。

### (1)市税[市に 払う 税釜]

#### であるぜいか こていしきんぜいか のうぜいか 市民税課、固定資産税課、納税課

●市税 [市に 払う 税金]について 【質問が あるとき→市民税課、固定資産税課】

「常民税(住民税)は 所得[もらった給料などの 金額]によって 税金が いくらか 決まります。 前の年の 所得で 決まった税額を、1月1日に 住所が あった市に 払います。 終料から 税金を 払っていない人に、熊本市が 毎年6月 納税通知書[税金を 払う お知らせ]を 送ります。(会社が、毎月の総料から 住民税を 引いて 払う方法もあります。) 所得の 税は、国にも 払わなければなりません。住民税のほかに、土地や 家などを 持っているときは 固定資産税・都市計画税、軽自動車やバイクを 持っているときは 軽自動車税、を 払わなければなりません。

# ●市税の 払い方【質問が あるとき→納税課】

<b>方法</b>	せつめい <b>説明</b>
のうぶとます。 <b>納付書払い</b> のう税通知書を使って 払う 芳法	○銀行や 郵便局などの 窓口で 払うことができます。 ○バーコードがある納付書は、期限[払うことができる 最後の日]の  **********************************
こうだいな <b>口座振替</b> [あなたの観行口座から お盤を 首動で 送ります]	銀行や 郵便局などの 窓口、またはインターネットで 前し込むことができます。
くれじっとか - ど <b>クレジットカード</b>	** - と ** * * * * * * * * * * * * * * *

#### (2)国民健康保険、後期高齢者医療制度

くゃくしょ くみんか こくほねんきんか **区役所 区民課、国保年金課** 

# ●加入[入り方]について【質問が あるとき→区役所区民課】

国民健康保険は、みんなが 保険料[お金]を払って、病気やけがのとき、病院で、少しの お金で 病気や けがを 治すためにあります。 会社で、自分、または 家族の 健康保険に 入っている人と 生活保護を 受けている人 以外は、 みんな 国民健康保険に 加入し[入ら]なければ なりません。 後期高齢者医療制度は、高齢者が 安心して 病院などに 行くための 制度です。75歳の誕生日から、 みんな 国民健康保険や 社会保険を やめて、後期高齢者医療制度 加入します。 また、65歳以上で 障がいを 持っている人は、 申請[申し込み]すると 加入できます。

#### ●給付[お金を もらうこと]について【質問が あるとき⇒区役所区民課】

国民健康保険や 後期高齢者医療保険に 加入したら[入ったら]、保険証を もらいます。 家院などに 行ったときは、保険証を 病院の人に 見せてください。 それから、予どもを 生んだとき、 家族が 亡くなったとき、病院などに 払った お釜が とても 篙くなったときに、市役所に 置けると、 お釜を もらうことができる場合が あります。

#### ●特定健康診査【質問が あるとき→国保年金課】

## ●保険料[保険のために 払うお金]と 払い方【質問が あるとき→国保年金課】

国民健康保険料は、加入する[入る]人数と 前の年の 所得額[もらった給料などの 釜額] によって、
※世帯すつ 保険料が 決まります。 毎年6月に、熊本市が 納付通知書[保険料を 払う お知らせ]を
送ります。 後期高齢者医療の保険料は、一人ずつ 払います。毎年7月に、熊本市が 納付通知書
[保険料を 払う お知らせ]を 送ります。 保険料の 払い芳は、納付通知書を使って、銀行や郵便局の
窓口で払うだけじゃなくて、 口座振替[銀行口座から お金を 自動で 送ります]も できます。国民健康
保険料は、 期限[払うことができる 最後の日]の 前なら、コンビニでも 払うことができます。
※世帯:いっしょに 住んで お釜を いっしょに 使っている 家族などのグループ

- こくみんねんきん (3)国民年金 **区役所 区民課** 

#### ●国民年金について【質問が あるとき⇒区役所区民課】

国民年金は、国の 年金です。20歳から 60歳までの 分が、国民年釜に 加戈し[入って]、お釜を払います。会社で 働いていて、厚生年金保険に 加戈している人は、国民年釜に 加戈しなくてもいいです。年を とったときや、障がい者に なったとき、生活の お釜を もらうことができます。 国民年釜の 加戈は、区役所の 区民課で できますが、お釜を もらうときは、年釜事務所に行かなければならないときがあります。

### ●国民年金保険料[払うお金]【質問が あるとき→区役所区民課】

董覧電金の保険料は、一か月17,000円ぐらいです。 <u>お釜が あまりなくて、保険料を 払うことが</u>できない人は、前し込んだら、保険料を 払わなくても よくなったり、あとで 払うことができる 制度があります。



## 学生は、「学生納付特例制度」があります(<u>留学生も 使うことができます)</u>

「学生納付特例制度」は、国民年釜に 大っている 学生で、お釜が あまりない場合、 もし込んだら 保険料を あとで 払うことができる 制度です。

「学生納付特例制度」の
もうし込みに 必要なもの

- (1)年金手帳
- (2)学生証、在学証明書など(あなたが学生だとわかるもの)
- (3) 竹鑑(あなたのかわりに ほかの人が 草し込む場合)